

商品概要説明書
変動金利定期預金〔単利型〕

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90% (最高 300 万円まで) となります。・貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率となります。・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・満期日前に解約する場合は、別紙の中途解約利率により計算した利息とともにお支払いします。・別紙の利率により計算した利息額と、すでにお支払いした中間払利息支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息額の合計額)との差額を清算します。
11. 預金保険保護区分	<ul style="list-style-type: none">・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・証書式、通帳式での取扱いができます。・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13. 契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772